

第15期 千曲川下流地域森林計画 変更計画書（案） (千曲川下流森林計画区)

長野県長野地域振興局管内

長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、

高山村、信濃町、飯綱町、小川村

長野県北信地域振興局管内

中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、

野沢温泉村、栄村

令和8年4月1日変更

計画期間 自 令和 7年 4月 1日
至 令和 17年 3月 31日

長野県

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付 法律第 249 号）に基づき、地域森林計画書を変更する。なお、地域森林計画の変更は、令和 8 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 誤記の訂正
- ② 森林の転用、編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ③ 省力・低コスト造林等を勘案した人工造林に関する指針の追記

目 次

計画事項のうち下線で示した項目の内容について変更する。また、計画事項に変更のないものは掲載を省略している。

ページ番号は、計画樹立時のものを記載している。

I 計画の大綱

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1 千曲川下流地域森林計画区の概況 | 1 |
| 1 自然的背景(位置、気候、地形、地質、土壤) | 1 |
| 2 社会・経済的背景(人口、農業、工業・商業、交通、観光) | 2 |
| 3 森林・林業の現状 | 3 |
| (1) 森林面積と蓄積 | 3 |
| (2) 民有林の森林資源の内容 | 3 |
| (3) 民有林の樹種構成 | 4 |
| (4) 森林の所有形態 | 5 |
| (5) 林業労働 | 6 |
| (6) 高性能林業機械 | 7 |
| (7) 林内路網の整備状況 | 7 |
| (8) 間伐 | 7 |
| (9) 素材生産、製材品出荷 | 8 |
| (10) 木材流通及び利用 | 9 |
| (11) 地域材の利用 | 10 |
| (12) 特用林産物 | 10 |
| (13) 林業用苗木 | 10 |
| (14) 森林病害虫による被害 | 11 |
| (15) 野生鳥獣による林業被害 | 11 |
| (16) 土砂災害の対策 | 11 |
| (17) 保安林の配備状況 | 12 |
| (18) 森林経営管理制度の推進 | 12 |
| (19) その他 | 12 |
| 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価 | 13 |
| 1 伐採立木材積 | 13 |
| 2 造林計画面積 | 13 |
| 3 林道等の開設及び拡張の数量 | 14 |
| 4 保安林の指定又は解除の面積 | 14 |
| 5 治山事業 | 15 |
| 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 | 16 |
| 1 県民の暮らしを守る森林づくり | 17 |
| (1) 森林整備の推進 | 17 |
| (2) 災害に強い森林づくりの推進 | 18 |
| (3) 集積・集約化等による適切な森林管理の推進 | 19 |
| (4) 野生鳥獣対策の推進 | 19 |
| 2 持続的な木材供給が可能な森林づくり | 20 |
| (1) 適正な主伐と計画的な再造林の推進 | 20 |
| (2) 林業就業者の確保・育成と林業事業体の経営強化 | 21 |
| (3) 林業の生産性の向上 | 22 |
| (4) 県産材の安定的な供給体制の確立 | 23 |
| (5) 様々な用途での県産材需要の拡大 | 25 |

| | |
|---|----|
| 3 県民が恩恵を享受できる森林づくり | 26 |
| (1) 森林の多面的利活用の推進 | 26 |
| (2) 森林等に関わる多様な人材の育成 | 26 |
| (3) 多様な主体による森林への関わりの推進 | 27 |
| II 計画事項 | |
| 第1 計画の対象とする森林の区域 | 29 |
| 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 | 32 |
| 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項 | 32 |
| (1) 森林の整備及び保全の目標 | |
| (2) 森林の整備及び保全の基本方針 | |
| (3) 計画期間において到達しつゝ、保持すべき森林資源の状態等 | |
| 2 その他必要な事項 | 35 |
| 第3 森林の整備に関する事項 | 36 |
| 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。) | 36 |
| (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針 | |
| (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 | |
| (3) 立木の伐採・搬出に関する指針 | |
| (4) その他必要な事項 | |
| 2 造林に関する事項 | 39 |
| (1) 人工造林に関する指針 | |
| (2) 天然更新に関する指針 | |
| (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 | |
| 3 間伐及び保育に関する事項 | 46 |
| (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 | |
| (2) 保育の標準的な方法に関する指針 | |
| (3) その他必要な事項 | |
| 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 | 54 |
| (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 | |
| (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針 | |
| 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 | 60 |
| (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 | |
| (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 | |
| (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方 | |
| (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 | |
| (5) 林産物の搬出方法等 | |
| 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 | 64 |
| (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 | |
| (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針 | |
| (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 | |

| | |
|---|-----|
| (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 | |
| (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 | |
| (6) その他必要な事項 | |
| 第4 森林の保全に関する事項 | 69 |
| 1 森林の土地の保全に関する事項 | 69 |
| (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 | |
| (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及び その搬出方法 | |
| (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 | |
| 2 保安施設に関する事項 | 87 |
| (1) 保安林の整備に関する方針 | |
| (2) 治山事業の実施に関する方針 | |
| (3) その他必要な事項 | |
| (4) 特定保安林の整備に関する事項 | |
| 3 鳥獣害の防止に関する事項 | 89 |
| (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針 | |
| (2) その他必要な事項 | |
| (3) 鳥獣害対策の方針((1)及び(2)に掲げる事項を除く) | |
| 4 森林病害虫等の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 | 91 |
| (1) 森林病害虫等の被害対策の方針 | |
| (2) 林野火災の予防の方針 | |
| 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 | 93 |
| (1) 保健機能森林の区域の基準 | |
| (2) その他保健機能森林の整備に関する事項 | |
| (3) 立木の期待平均樹高 | |
| 第6 計画量等 | 95 |
| 1 伐採立木材積 | 95 |
| 2 間伐面積 | 95 |
| 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 | 95 |
| 4 林道の開設及び拡張に関する計画 | 96 |
| 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画 | 107 |
| (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 | |
| (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 | |
| (3) 実施すべき治山事業の数量 | |
| 6 要整備森林 | 108 |
| (1) 要整備森林の所在及び面積 | |
| (2) 要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期 | |
| 第7 保安林その他法令による制限林の施業の方法 | 109 |
| III 参考資料 | |
| 1 計画量の明細 | 133 |

I 計画の大綱

第1 千曲川下流森林計画区の概要

3 森林・林業の現状と課題

(3) 民有林の樹種構成

本計画区の民有林の針葉樹と広葉樹の面積割合は針葉樹47%、広葉樹53%であり、県全体の59%、41%と比較すると、広葉樹の割合が高い地域となっています。

また、人工林の55%をスギが占め、次いで38%のカラマツとなっており、これら二つの樹種で人工林面積の93%を占めています。

○ 樹種の構成

| 樹種 | 面 積 (ha) | | | | 蓄 積 (千 m ³) | | | |
|------|----------|--------|---------|------|-------------------------|-------|--------|------|
| | 人工林 | 天然林 | 全体 | 比率 | 人工林 | 天然林 | 全体 | 比率 |
| スギ | 28,692 | 13 | 28,704 | 23% | 14,106 | 5 | 14,111 | 48% |
| ヒノキ | 860 | 1 | 862 | 1% | 198 | 0 | 198 | 1% |
| アカマツ | 2,143 | 4,547 | 6,691 | 5% | 464 | 1,109 | 1,573 | 5% |
| カラマツ | 20,177 | 18 | 20,195 | 16% | 5,886 | 3 | 5,889 | 20% |
| その他針 | 238 | 2,958 | 3,197 | 3% | 25 | 548 | 572 | 2% |
| 広葉樹 | 468 | 66,305 | 66,772 | 53% | 34 | 7,204 | 7,237 | 24% |
| 計 | 52,578 | 73,843 | 126,421 | 100% | 20,713 | 8,868 | 29,581 | 100% |

※ 四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積

(単位 : ha)

| 区分 | | 面積 | |
|-------|-------|---------|--------|
| 長野管内 | 長野市 | 41,410 | |
| | 須坂市 | 8,335 | |
| | 千曲市 | 6,919 | |
| | 坂城町 | 3,592 | 減 -4ha |
| | 小布施町 | 254 | |
| | 高山村 | 7,553 | |
| | 信濃町 | 5,255 | |
| | 飯綱町 | 3,606 | |
| | 小川村 | 4,260 | 増 5ha |
| | 計 | 81,183 | 増 1ha |
| 北信管内 | 中野市 | 4,581 | 減 -1ha |
| | 飯山市 | 9,741 | 減 -0ha |
| | 山ノ内町 | 17,862 | 増 0ha |
| | 木島平村 | 2,547 | 増 1ha |
| | 野沢温泉村 | 3,177 | 減 -0ha |
| | 栄村 | 11,294 | |
| | 計 | 49,202 | 減 -0ha |
| 計画区総数 | | 130,385 | 増 1ha |

注) 1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 森林計画図は、千曲川下流森林計画区に含まれる地域の市役所、町村役場及び長野県林務部森林政策課、長野地域振興局、北信地域振興局において閲覧できる。

3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。

4 増減面積が1ha未満の場合、備考に0haにて記載とする。

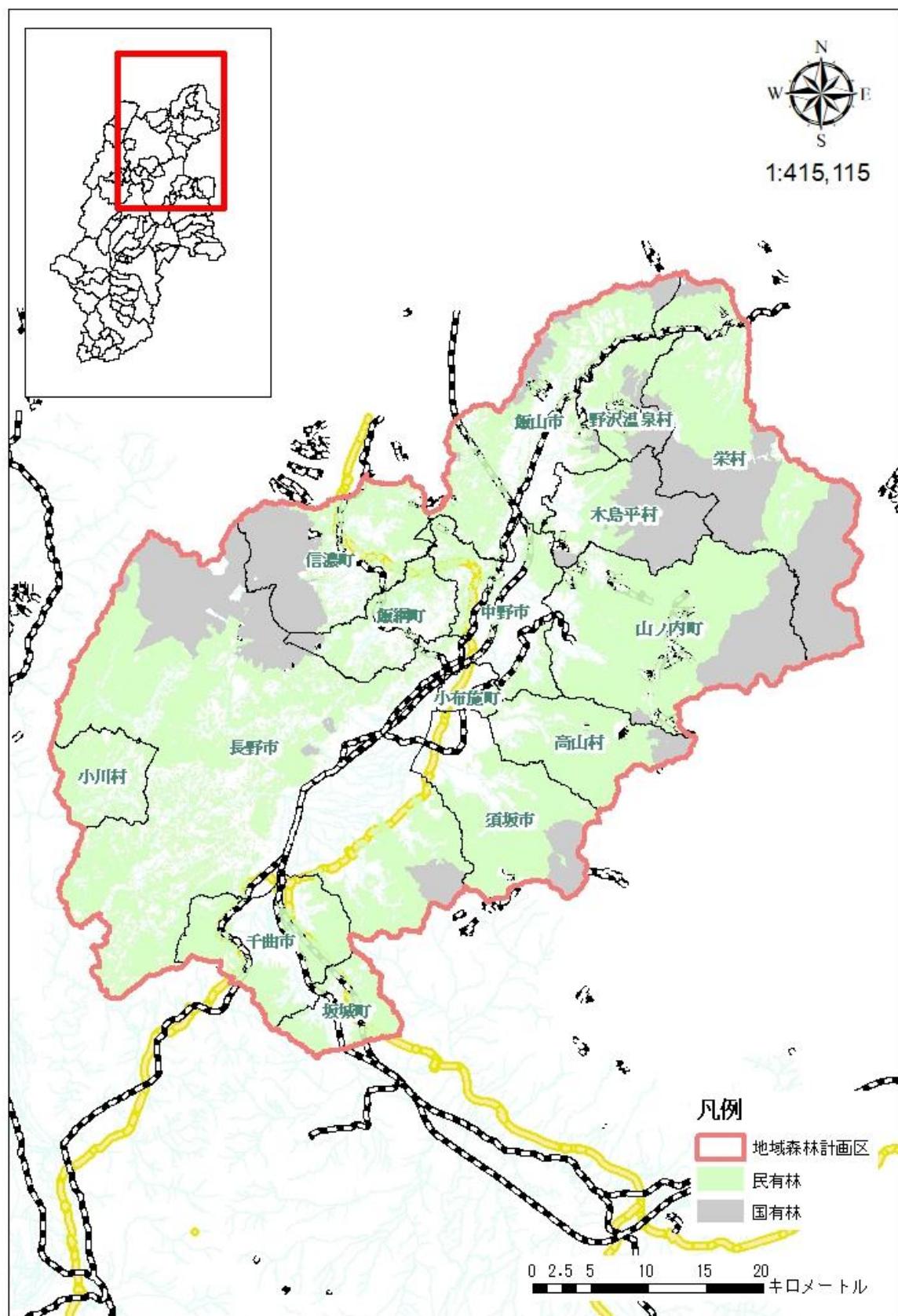
5 森林計画の対象とする森林の区域は、次の(1)～(3)までの事項の対象となる。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)

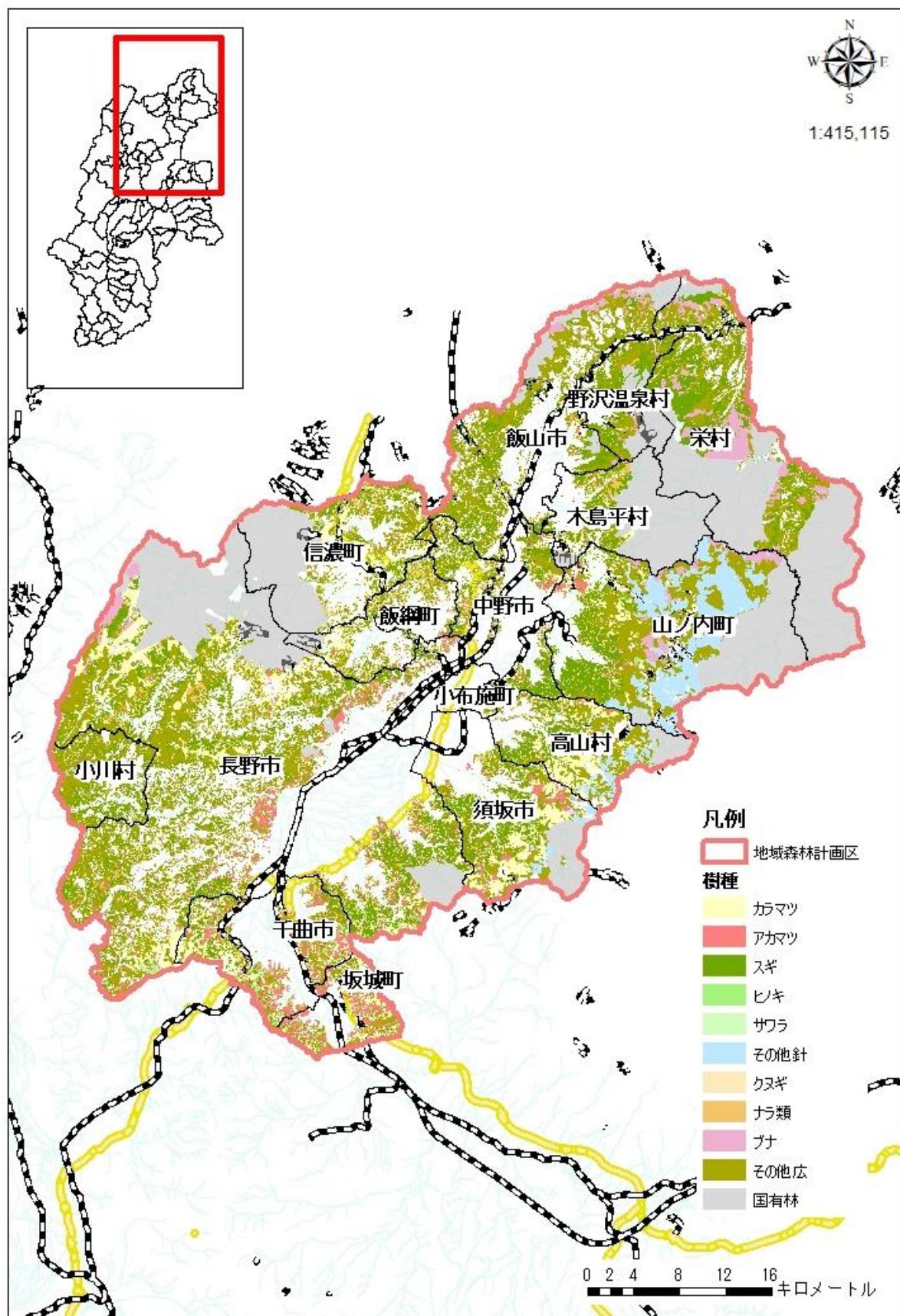
(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

【計画の対象とする森林の区域図】



【樹種別の森林分布図】



第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

【表3-2】主伐の留意事項

| 区分 | 留意事項 |
|----|--|
| 皆伐 | <p>① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、野生鳥獣の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</p> <p>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。 <u>また、長野県主伐・再造林ガイドライン（令和5年3月長野県林務部）に基づき、一伐区あたりの面積はおおむね5haまでを推奨する。</u></p> <p>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅20m以上（周辺森林の成長が20mを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。</p> <p>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</p> <p>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。</p> <p>河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</p> |

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の対象樹種及び植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、表3-6の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について考慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）の導入に努めることとします。

また、伐採に用いた林業機械を地拵えや苗木運搬などにも活用して、軽労化を図ると共に、伐伐採から造林までの一貫作業の導入を進め（積雪地での翌年植栽を含む）、植栽適期が広いコンテナ苗の使用や、下刈回数を削減できる大苗の使用により、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

【表3-6】樹種別の植栽本数一覧表

| 仕立て方法 | スギ | ヒノキ | アカマツ | カラマツ | その他 針葉樹 | 広葉樹 |
|----------------|-----------------|-------|-------|-------|------------|-------|
| | ha当たりの植栽本数(本)目安 | | | | | |
| 疎仕立て | 1,500 | — | — | 1,500 | — | — |
| 疎仕立て～ 中庸仕立て | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 1,800 | 2,000 | — |
| 中庸仕立て | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 2,300 | 3,000 | 3,000 |

※注：保安林にあっては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮することとします。また、伐採・搬出に用いる林業機械を地拵え作業でも活用し、作業の効率化に努めることとします。

b 植付けの方法

気候、コンテナ苗等植栽する苗木の種類、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けることとします。

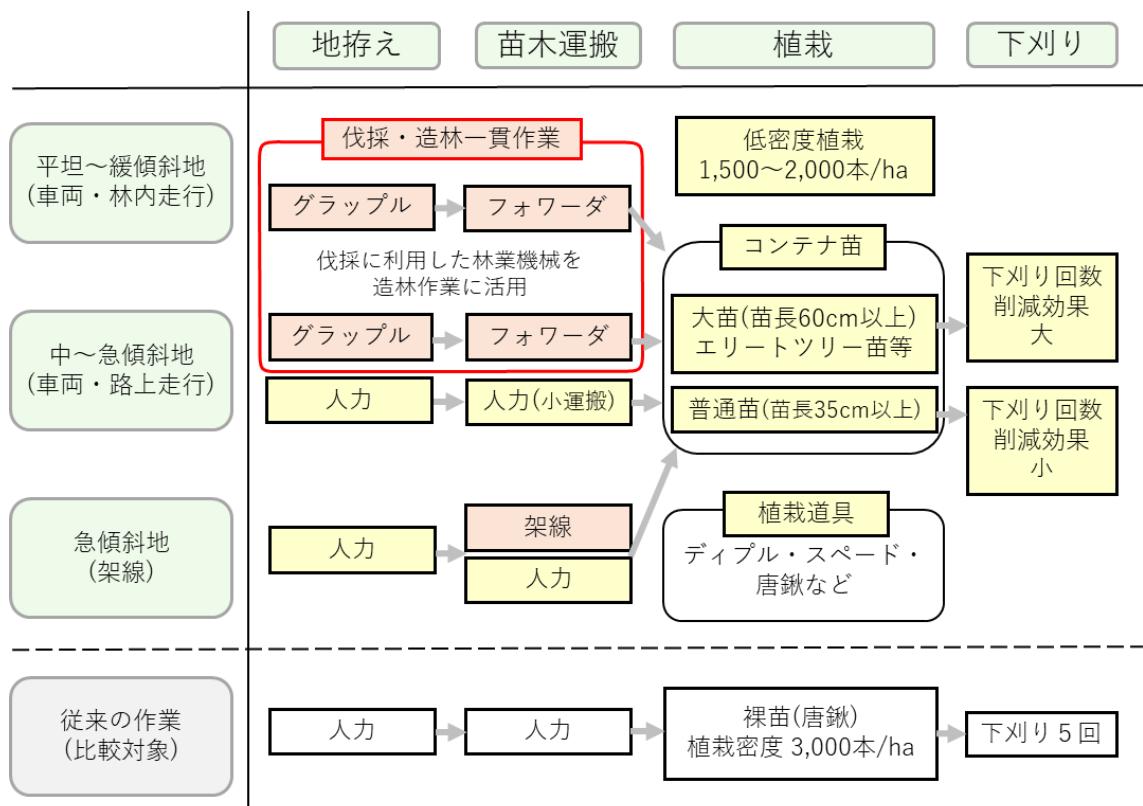
c 野生鳥獣による被害防止の方法

近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所も今後

発生する恐れがあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

d 人工造林の省力・低コスト化

機械による地拵え・苗木運搬や伐採・造林の一貫作業並びに低密度植栽等の技術を適切に組み合わせることにより、造林作業全体の省力・低コスト化に努めることとします。組み合わせにあたっては、傾斜等の立地条件や林業事業体の体制等を踏まえ、各地域において最適と考えられる方法を選択することとします。



【参考図】 省力・低コスト化に資する標準的な作業の組合せ
(林野庁 造林に係る省力化・低コスト化技術指針 p32 より一部改変)